

第 157 号 ( 令和 6 年 2 月 5 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[告示]**

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 2
- △ 同【財政局税制課】 3

**[公告]**

- △ 職員の懲戒処分【総務局人事課】 4
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 5
- △ 同【経済局商業振興課】 6
- △ 同【経済局商業振興課】 7
- △ 同【経済局商業振興課】 8
- △ 同【経済局商業振興課】 9
- △ 準備書意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 11
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】 12
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 13
- △ 土地改良区の役員就退任の届出【環境創造局農政推進課】 14
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 16
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 17
- △ 同【建築局調整区域課】 18
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 19
- △ 同【建築局調整区域課】 20
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 21
- △ 同【建築局建築指導課】 22
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 23
- △ 同【建築局建築指導課】 24
- △ 同【建築局建築指導課】 25
- △ 同【建築局建築指導課】 26

**[区公告]**

- △ 自動車臨時運行許可番号標の失効【南区総務課】 27
- △ 漂流物（沈没品）の引渡し【中区総務課】 28

**[交通局]**

- △ 職員の懲戒処分【人事課】 29

**[医療局病院経営本部]**

- △ 横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定の一部改正【病院経営課】 30

**[教育委員会]**

- △ 職員の懲戒処分【職員課】 31

**[区選挙管理委員会]**

- △ 委員長等の氏名【南区】 32

**[その他]**

- △ 契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正【財政局契約第二課】 33

告示

横浜市告示第 38 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 12 月 1 日	学校法人フェリス女学院	中区山手町 178 番地	(新) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 35 年 11 月 30 日まで

横浜市告示第 39 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 12 月 28 日	学校法人石渡学園	青葉区新石川二丁目 16 番地の 17	(新) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 18 日まで及び令和元年 7 月 22 日から令和 10 年 12 月 27 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 18 日まで及び令和元年 7 月 22 日から令和 6 年 7 月 21 日まで

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 59 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 6 年 1 月 22 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 6 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
環 境 創 造 局 総 務 部 地 籍 調 査 課 担 当 係 長	事 務 職 員	十 倉 督	停 職 2 箇 月

横浜市公告第 60 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒューリックみなとみらい  
中区桜木町 1 丁目 1 番地の 7

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社  
代表取締役 大山 一 也  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社アインフアーマシーズ 代表取締役 大石 美 也 札幌市白石区東札幌五条 2 丁目 4 番 30 号 ほか 44 者	株式会社アインフアーマシーズ 代表取締役 首藤 正 一 札幌市白石区東札幌五条 2 丁目 4 番 30 号 ほか 44 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 11 月 13 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 1 月 16 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 61 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新横浜プリンスペペ  
港北区新横浜三丁目 4 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西武リアルティソリューションズ  
代表取締役 齊藤 朝秀  
東京都豊島区南池袋 1 丁目 16 番 15 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社アルカスイ ンターナショナル 代表取締役 内山 誠 一 神戸市中央区港島中 町 6 丁目 8 番地の 1 ほか 47 者	株式会社アルカスイ ンターナショナル 代表取締役 阪本 敏 之 神戸市中央区港島中 町 6 丁目 8 番地の 1 ほか 42 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 5 月 21 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 1 月 17 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 62 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー港南台店

港南区港南台九丁目 16 番 2 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東神開発株式会社

代表取締役 倉本真祐

東京都世田谷区玉川 3 丁目 17 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 港南台 9 丁目店舗 港南区港南台九丁目 16 番の 2 ほか	オーケー港南台店 港南区港南台九丁目 16 番 2 号

(4) 変更の年月日

令和 4 年 11 月 24 日

(5) 変更した理由

店舗名称が確定したため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 1 月 18 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 63 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急日吉駅ビル  
港北区日吉二丁目 1 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社  
代表取締役 堀江正博  
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社東急百貨店 取締役社長 水田寛和 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 24 番 1 号	株式会社東急百貨店 取締役社長 大石次則 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 24 番 1 号

(4) 変更の年月日

平成 30 年 2 月 11 日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 1 月 18 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課



横浜市公告第 64 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クイーンズスクエア横浜

西区みなとみらい二丁目 3 番 1 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所株式会社

代表執行役 中島 篤

東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号

ほか 4 者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱地所株式会社 代表執行役 吉田 淳一 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 ほか 4 者	三菱地所株式会社 代表執行役 中島 篤 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 ほか 4 者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社トモズ 代表取締役 徳 廣 英 之 東京都文京区西片 1 丁目 15 番 15 号 ほか 55 者	株式会社トモズ 代表取締役 角 谷 真 司 東京都文京区西片 1 丁目 15 番 15 号 ほか 56 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 1 月 19 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 65 号

準備書意見見解書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、2027 年国際園芸博覧会に係る準備書意見見解書の提出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、当該準備書意見見解書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

条例第 26 条第 1 項の対象市民等は、条例第 30 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市環境影響評価審査会に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会  
 事務総長・代表理事 河村正人  
 中区住吉町 1 丁目 13 番地
- 2 対象事業の名称  
 2027 年国際園芸博覧会
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
 旭区上川井町及び瀬谷区瀬谷町
- 4 縦覧場所  
 中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課  
 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12  
 横浜市旭区役所総務部区政推進課  
 瀬谷区二ツ橋町 190 番地  
 横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間  
 令和 6 年 2 月 5 日から令和 6 年 2 月 19 日まで

横浜市公告第 66 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の  
解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 11 月横浜市公告第 655 号）により指定した区域の全部の指定を解除する。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
都筑区川和町字下河内堤外 44 番の 18 及び 44 番の 19 の各一部並び  
に字下河内 50 番の 1、50 番の 2 及び 53 番の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

横 浜 市 公 告 第 67 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 一 部 の 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ) 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に  
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 ( 令 和 5 年 11  
月 横 浜 市 公 告 第 686 号 ) に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解 除 す  
る 。

令 和 6 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
瀬 谷 区 目 黒 町 16 番 の 1 、 16 番 の 6 、 16 番 の 9 及 び 16 番 の 10 の 各  
一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
テ トラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 68 号

土地改良区の役員就退任の届出

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定に基づき、横浜市金沢区柴土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	金沢区柴町 250 番地の 2	齋 田 佐 松
同	金沢区柴町 294 番地	齋 田 隆 作
同	金沢区柴町 385 番地の 2	黒 川 延 男
同	金沢区柴町 126 番地	小 山 松 一
同	金沢区柴町 225 番地	齋 田 恭 一
同	金沢区柴町 382 番地の 9	平 野 佳 邦
同	金沢区柴町 40 番地	穴 倉 正 保
同	金沢区柴町 206 番地	森 田 祐 三
同	金沢区柴町 248 番地	森 田 重 則
同	金沢区柴町 385 番地の 5	齋 田 謙 一
同	金沢区柴町 382 番地の 6	穴 倉 一 昭
同	金沢区柴町 298 番地	小 山 喜 一 郎
同	金沢区柴町 242 番地	穴 倉 克 弥
同	金沢区柴町 383 番地の 1	小 山 剛
同	金沢区柴町 238 番地	穴 倉 蔵 人
同	金沢区柴町 130 番地	窪 田 光 秀
同	金沢区柴町 176 番地の 2	小 山 一 浩
監 事	金沢区柴町 55 番地	森 田 信 義
同	金沢区柴町 247 番地	齋 田 泰 伸

2 就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理 事	金沢区柴町 250 番地の 2	齋 田 佐 松
同	金沢区柴町 385 番地の 2	黒 川 延 男
同	金沢区柴町 126 番地	小 山 松 一
同	金沢区柴町 225 番地	齋 田 恭 一
同	金沢区柴町 382 番地の 9	平 野 佳 邦
同	金沢区柴町 40 番地	穴 倉 正 保
同	金沢区柴町 206 番地	森 田 祐 三
同	金沢区柴町 248 番地	森 田 重 則
同	金沢区柴町 385 番地の 5	齋 田 謙 一

同	金 沢 区 柴 町 382 番 地 の 6	宍 倉 一 昭
同	金 沢 区 柴 町 298 番 地	小 山 喜 一 郎
同	金 沢 区 柴 町 242 番 地	宍 倉 克 弥
同	金 沢 区 柴 町 383 番 地 の 1	小 山 剛
同	金 沢 区 柴 町 238 番 地	宍 倉 蔵 人
同	金 沢 区 柴 町 130 番 地	窪 田 光 秀
同	金 沢 区 柴 町 176 番 地 の 2	小 山 一 浩
同	金 沢 区 柴 町 64 番 地	宍 倉 実
監 事	金 沢 区 柴 町 55 番 地	森 田 信 義
同	金 沢 区 柴 町 247 番 地	齋 田 泰 伸
同	金 沢 区 柴 町 291 番 地	澁 澤 學

横 浜 市 公 告 第 69 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に  
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
掃 部 山 公 園	西 区 紅 葉 ヶ 丘 57 番 ほか	別 図 の と お り 24,727 m <sup>2</sup> の う ち 5,414 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 6 年 2 月 6 日 から 令 和 8 年 2 月 28 日 ま で

別 図 ( 省 略 )



横 浜 市 公 告 第 70 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
昭 和 62 年 11 月 18 日 第 62 開 1232 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
相 模 原 市 緑 区 橋 本 3 丁 目 11 番 8 号  
株 式 会 社 イ ー カ ム  
代 表 取 締 役 角 田 満
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 三 保 町 1,923 番 の 5 、 1,924 番 の 1 及 び 1,924 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 71 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 6 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 2 月 15 日 第 2022 開 1122 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 大 倉 山 二 丁 目 12 番 11 号  
秋 本 安 江
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 大 倉 山 四 丁 目 920 番

横 浜 市 公 告 第 72 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 13 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 6 年 1 月 19 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
14.98 m
- 5 指 定 の 場 所  
戸 塚 区 平 戸 町 256 番 の 23 、 256 番 の 25 の 一 部 及 び 625 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 す ま い  
代 表 取 締 役 田 邊 孔

横浜市公告第 73 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2023 ・ 14 ・ 5 号
- 2 指定年月日  
令和 6 年 1 月 19 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
40.05 m
- 5 指定の場所  
瀬谷区本郷一丁目 37 番の 1
- 6 申請者の氏名  
株式会社真和産業  
代表取締役 川口俊彦

横浜市公告第 74 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止する道路の指定番号  
第 55・12・2 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 23 日
- 3 廃止する道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長  
43.65 m
- 5 廃止の場所  
緑区北八朔町 130 番の 3、130 番の 13、130 番の 14、130 番の 19 及び 130 番の 21

横浜市公告第 75 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 廃止する道路の指定番号

第 55・12・21 号

2 廃止年月日

令和 6 年 1 月 23 日

3 廃止する道路の幅員

4.50 m

4 廃止する道路の延長

33.80 m

5 廃止の場所

緑区北八朔町 114 番の 3 の一部、114 番の 8、114 番の 29、114 番の 30、114 番の 35、114 番の 36、130 番の 11 及び 130 番の 20

横浜市公告第 76 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 40・17 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 17 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
171.00 m
- 5 廃止の場所  
南区永田山王台 1,772 番の 212 地先から永田南二丁目 1,758 番の 19 地先まで

横 浜 市 公 告 第 77 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 62 ・ 12 ・ 13 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 6 年 1 月 23 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
27.50 m
- 5 廃 止 の 場 所  
緑 区 北 八 朔 町 114 番 の 3 の 一 部 、 114 番 の 18 及 び 114 番 の 21



横浜市公告第 78 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 51・12・11 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 17 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
0.18 m
- 5 廃止の場所  
青葉区榎が丘 14 番の 9 の一部

横浜市公告第 79 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 40・61 号
- 2 廃止年月日  
令和 6 年 1 月 22 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
38.50 m
- 5 廃止の場所  
戸塚区戸塚町 3,134 番の 23 地先から 3,134 番の 39 地先まで

---

区 公 告

---

南区公告第 18 号（令和 6 年 1 月 19 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 1 月 19 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 26 — 20 浜 横浜	令和 2 年 7 月 3 日

中区公告第 14 号（令和 6 年 1 月 24 日 掲 示 済）

漂流物（沈没品）の引渡し

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき次のとおり漂流物（沈没品）の引渡しを受けたので、所有者に引き渡す。

令和 6 年 1 月 24 日

横浜市中区長 小林 英 二

- 1 拾得物件  
ゼニライトブイ  
（円盤状）直径 約 1.4 メートル  
高さ 約 0.35 メートル  
重さ 約 30 ～ 40 キログラム
- 2 拾得場所  
南本牧はま道路下付近 海上
- 3 拾得年月日  
令和 5 年 12 月 22 日
- 4 拾得者  
横浜市長 山中 竹 春

交通局

交通局公告第 1 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 6 年 1 月 19 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
高速鉄道本部川和乗務管理所	運輸事務職員	柳田 達也	減給
自動車本部保土ヶ谷営業所	運輸職員	井上 功一	戒告
自動車本部港北営業所	会計年度任用職員	井上 真澄	戒告
自動車本部港北営業所	運輸職員	梅原 大輔	戒告
自動車本部港北営業所	運輸職員	田中 悠理葉	戒告
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	杉山 克己	戒告
自動車本部鶴見営業所	運輸事務職員	高梨 利光	戒告
高速鉄道本部駅務管理所	運輸事務職員	蒲谷 登	戒告

---

医療局病院経営本部

---

医療局病院経営本部告示第 2 号

横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定の  
一部改正

横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定（平成 17 年  
4 月病院経営局告示第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年  
4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 5 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

表中

「  
| みずほ信託銀行株式会社 | 同 |  
| | |  
」

を削る。

---

教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 1 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 6 年 1 月 22 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 6 年 2 月 5 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 部 総 務 課 学 校 経 理 指 導 担 当 係 長	事 務 職 員	城 戸 翔 太 郎	停 職 4 箇 月

---

区選挙管理委員会

---

南区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 6 年 1 月 23 日 掲 示 済）

委員長等の氏名

令和 6 年 1 月 23 日 次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 1 月 23 日

横浜市南区選挙管理委員会

委員長

田 口 美 之

委員長職務代理者

岩 田 充 治



その他

契約事務に関する決裁事項及び専決事項の一部改正

横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）に基づき委任された事務の決裁処理について、決裁事項及び専決事項の一部を次のように改正する。

第 2 項第 1 号ア表中

「

事案		局長決裁事項	部長専決事項	課長専決事項
物品の調達等の契約	入札の執行に関する事			1 件 200,000 円未満
	見積書の徴収に関する事			1 件 200,000 円未満
	予定価格の決定に関する事			1 件 200,000 円未満
	契約の締結に関する事			1 件 200,000 円未満
労力その他の調達等の契約	入札の執行に関する事			1 件 100,000,000 円未満
	見積書の徴収に関する事	1 件 100,000,000 円未満	1 件 50,000,000 円未満	1 件 20,000,000 円未満
	予定価格の決定に関する事		1 件 100,000,000 円未満	1 件 50,000,000 円未満
	契約の締結に関する事		1 件 100,000,000 円未満	1 件 50,000,000 円未満
第 1 類委託契約	入札の執行に関する事			1 件 1,000,000 円未満
	見積書の徴収に関する事			1 件 1,000,000 円未満
	予定価格の決定に関する事			1 件 1,000,000 円未満

	契約の締結に関する こと。			1 件 1,000,000 円 未 満
第 2 類 委託契 約	入札の執行に関 すること。		1 件 200,000,000 円 未 満	1 件 40,000,000 円 未 満
	見積書の徴収に関 すること。	1 件 200,000,000 円 未 満	1 件 100,000,000 円 未 満	1 件 40,000,000 円 未 満
	予定価格の決定 に関すること。		1 件 200,000,000 円 未 満	1 件 100,000,000 円 未 満
	契約の締結に関 すること。		1 件 200,000,000 円 未 満	1 件 100,000,000 円 未 満
契約の変更及び解除			部長専決事 項（契約の 締結に関す ること。） に係る契約 の重要な変 更及び重要 な解除に関 すること。	部長専決事 項（契約の 締結に関す ること。） 及び課長専 決事項（契 約の締結に 関すること 。）に係る 契約の変更 及び解除に 関すること 。

を  
「

事案		局長決裁事 項	部長専決事 項	課長専決事 項
物品の 調達等 の契約	入札の執行に関 すること。			1 件 200,000 円 未 満
	見積書の徴収に関 すること。			1 件 200,000 円 未 満
	予定価格の決定 に関すること。			1 件 200,000 円 未 満
	契約の締結に関 すること。			1 件 200,000 円 未 満

	すること。			円未満
労力その他の調達等の契約	入札の執行に関するすること。			1 件 100,000,000 円未満
	見積書の徴収に関するすること。	1 件 100,000,000 円未満	1 件 50,000,000 円未満	1 件 20,000,000 円未満
	予定価格の決定に関するすること。		1 件 100,000,000 円未満	1 件 50,000,000 円未満
	契約の締結に関するすること。		1 件 100,000,000 円未満	1 件 50,000,000 円未満
第 1 類委託契約	入札の執行に関するすること。			1 件 1,000,000 円未満
	見積書の徴収に関するすること。			1 件 1,000,000 円未満
	予定価格の決定に関するすること。			1 件 1,000,000 円未満
	契約の締結に関するすること。			1 件 1,000,000 円未満
第 2 類委託契約	入札の執行に関するすること。		1 件 200,000,000 円未満	1 件 40,000,000 円未満
	見積書の徴収に関するすること。	1 件 200,000,000 円未満	1 件 100,000,000 円未満	1 件 40,000,000 円未満
	予定価格の決定に関するすること。		1 件 200,000,000 円未満	1 件 100,000,000 円未満
	契約の締結に関するすること。		1 件 200,000,000 円未満	1 件 100,000,000 円未満
契約の変更及び解除（横浜市契約事務委任規則第 4 条第 2 項から第			部長専決事項（契約の締結に関する	部長専決事項（契約の締結に関する

<p>4 項に定める契約に限る。)</p>		<p>ること。)に係る契約の重要な変更及び重要な解除に関すること。</p>	<p>ること。)及び課長専決事項(契約の締結に関すること)に係る契約の変更及び解除に関すること。</p>
<p>契約の変更(横浜市契約事務委任規則第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める物品の調達等の契約及び第 1 類委託契約の契約に限る。)</p>		<p>第 4 号アの表における契約部長専決事項(契約の締結に関すること)に係る契約の重要な変更に関すること。</p>	<p>第 4 号アの表における契約部長専決事項(契約の締結に関すること)及び契約第一課長・契約第二課長専決事項(契約の締結に関すること)に係る契約の変更に関すること。</p>

に改める。

第 2 項第 4 号ア表中

「

事案	局長決裁事項	部長専決事項	契約第一課長・契約第二課長専決事項
<p>契約の変更(工事又は製造の設計又は仕様の変更決定に伴うものを除く。)</p>		<p>契約部長専決事項(契約の締結に関すること)に係る契約の重要</p>	<p>契約部長専決事項(契約の締結に関すること)及び契約第一課長</p>

		な変更に関する すること。	・契約第二 課長専決事 項（契約の 締結に關す ること。） に係る契約 の変更に関 すること。
--	--	------------------	--

を  
「

事案	局長決裁事 項	部長専決事 項	契約第一課 長・契約第 二課長専決 事項
契約の変更（工事又は 製造の設計又は仕様の 変更決定に伴うもの並 びに物品の調達等の契 約及び第1類委託契約 を除く。）		契約部長専 決事項（契 約の締結に 關すること。 ）に係る 契約の重要 な変更に関 すること。	契約部長専 決事項（契 約の締結に 關すること。 ）及び契 約第一課長 ・契約第二 課長専決事 項（契約の 締結に關す ること。） に係る契約 の変更に関 すること。

に改める。

第2項第15号ア表中

「

事案	区長決裁事 項	総務部長専 決事項	総務課長専 決事項
物品の調達 等の契約	入札の執行 に關すること。		1件 3,000,000円未 満
	見積書の徴 収に關する		1件 3,000,000円未

	こと。			満
	予定価格の決定に関すること。			1 件 3,000,000 円 未満
	契約の締結に関すること。			1 件 3,000,000 円 未満
労力その他の調達等の契約	入札の執行に関すること。			1 件 100,000,000 円 未満
	見積書の徴収に関すること。	1 件 100,000,000 円 未満	1 件 50,000,000 円 未満	1 件 20,000,000 円 未満
	予定価格の決定に関すること。		1 件 100,000,000 円 未満	1 件 50,000,000 円 未満
	契約の締結に関すること。		1 件 100,000,000 円 未満	1 件 50,000,000 円 未満
第 1 類委託契約	入札の執行に関すること。			1 件 1,000,000 円 未満
	見積書の徴収に関すること。			1 件 1,000,000 円 未満
	予定価格の決定に関すること。			1 件 1,000,000 円 未満
	契約の締結に関すること。			1 件 1,000,000 円 未満
第 2 類委託契約（区長委任規則（平成 6 年 7 月横浜市規則第 63 号）第 2 項第 5 号、第 7 号及び第 8 号	入札の執行に関すること。		1 件 200,000,000 円 未満	1 件 40,000,000 円 未満
	見積書の徴収に関すること。	1 件 200,000,000 円 未満	1 件 100,000,000 円 未満	1 件 40,000,000 円 未満
	予定価格の決定に関すること。		1 件 200,000,000 円 未満	1 件 100,000,000 円 未満

並びに第 6 項第 3 号及び第 6 号に掲げる事務に関する委託契約を除く。)	契約の締結に関すること。		1 件 200,000,000 円 未満	1 件 100,000,000 円 未満
第 2 類委託契約（区長委任規則（平成 6 年 7 月横浜市規則第 63 号）	入札の執行に関すること。		1 件 200,000,000 円 以上	1 件 200,000,000 円 未満
第 2 項第 5 号、第 7 号及び第 8 号	見積書の徴収に関すること。	1 件 40,000,000 円 以上	1 件 40,000,000 円 未満	1 件 20,000,000 円 未満
並びに第 6 項第 3 号及び第 6 号に掲げる事務に関する委託契約に限る。)	予定価格の決定に関すること。		1 件 200,000,000 円 以上	1 件 200,000,000 円 未満
並びに第 6 項第 3 号及び第 6 号に掲げる事務に関する委託契約に限る。)	契約の締結に関すること。		1 件 100,000,000 円 以上	1 件 100,000,000 円 未満
契約の変更及び解除		総務部長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の重要な変更及び重要な解除に関すること。	総務部長専決事項（契約の締結に関すること。）及び総務課長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更及び解除に関すること。	

を「

事案	区長決裁事	総務部長専	総務課長専
----	-------	-------	-------

		項	決事項	決事項
物品の調達等の契約	入札の執行に関する事 と。			1 件 3,000,000 円 未 満
	見積書の徴 収に関する こと。			1 件 3,000,000 円 未 満
	予定価格の 決定に関す ること。			1 件 3,000,000 円 未 満
	契約の締結 に関するこ と。			1 件 3,000,000 円 未 満
労力その他の 調達等の 契約	入札の執行 に関するこ と。			1 件 100,000,000 円 未満
	見積書の徴 収に関する こと。	1 件 100,000,000 円 未満	1 件 50,000,000 円 未満	1 件 20,000,000 円 未満
	予定価格の 決定に関す ること。		1 件 100,000,000 円 未満	1 件 50,000,000 円 未満
	契約の締結 に関するこ と。		1 件 100,000,000 円 未満	1 件 50,000,000 円 未満
第 1 類委託 契約	入札の執行 に関するこ と。			1 件 1,000,000 円 未 満
	見積書の徴 収に関する こと。			1 件 1,000,000 円 未 満
	予定価格の 決定に関す ること。			1 件 1,000,000 円 未 満
	契約の締結 に関するこ と。			1 件 1,000,000 円 未 満
第 2 類委託 契約（区長 委任規則（	入札の執行 に関するこ と。		1 件 200,000,000 円 未満	1 件 40,000,000 円 未満



平成 6 年 7 月横浜市規則第 63 号) 第 2 項第 5 号、第 7 号及び第 8 号並びに第 6 項第 3 号及び第 6 号に掲げる事務に関する委託契約を除く。)	見積書の徴収に関すること。	1 件 200,000,000 円 未満	1 件 100,000,000 円 未満	1 件 40,000,000 円 未満
	予定価格の決定に関すること。		1 件 200,000,000 円 未満	1 件 100,000,000 円 未満
	契約の締結に関すること。		1 件 200,000,000 円 未満	1 件 100,000,000 円 未満
第 2 類委託契約 (区長委任規則 (平成 6 年 7 月横浜市規則第 63 号) 第 2 項第 5 号、第 7 号及び第 8 号並びに第 6 項第 3 号及び第 6 号に掲げる事務に関する委託契約に限る。)	入札の執行に関すること。		1 件 200,000,000 円 以上	1 件 200,000,000 円 未満
	見積書の徴収に関すること。	1 件 40,000,000 円 以上	1 件 40,000,000 円 未満	1 件 20,000,000 円 未満
	予定価格の決定に関すること。		1 件 200,000,000 円 以上	1 件 200,000,000 円 未満
	契約の締結に関すること。		1 件 100,000,000 円 以上	1 件 100,000,000 円 未満
契約の変更及び解除 (横浜市契約事務委任規則第 4 条第 2 項から第 5 項に定める契約に限る。)			総務部長専決事項 (契約の締結に関すること。 ) に係る契約の重要な変更及び重要な解除に関すること。	総務部長専決事項 (契約の締結に関すること。 ) 及び総務課長専決事項 (契約の締結に関すること。 ) に係る契約の変更及

<p>契約の変更（横浜市契約事務委任規則第4条第1項第2号及び第3号に定める物品の調達等の契約及び第1類委託契約の契約に限る。）</p>		<p>第4号アの表における契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の重要な変更に関すること。</p>	<p>び解除に関すること。 第4号アの表における契約部長専決事項（契約の締結に関すること。）及び契約第一課長・契約第二課長専決事項（契約の締結に関すること。）に係る契約の変更に関すること。</p>
--	--	---	--

」

に改める。

第2項第15号ア備考中「第3号」を「第4号」に改める。